

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

令和5年12月22日

2. 認定事業適応事業者の名称

大塚化学株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

地球温暖化による気候変動は、生物資源や水資源に多大な影響を及ぼすなど、世界規模での環境問題が顕在化している。グローバルに事業を展開していくうえで、気候変動の課題は重大なリスクであると同時に新たな事業の機会をもたらすものと認識している。

大塚化学は、脱炭素社会の実現に向け、パリ協定で定められた国際的な目標・指標に基づき事業バリューチェーン全体で温室効果ガスの排出量を削減し、持続可能な社会の実現を目指していく。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは

2024年度より事業適応を開始し、2024年度（目標年度）までに弊社の炭素生産性を41.3%向上することを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2024年度（計画終了年度）に経常利益を計上することを目標とする。

(4) 事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

(16) 化学工業

事業内容は化学工業薬品、食品添加物、複合材料、医薬品等の製造、製造販売、販売、輸出ならびに輸入であるが、当計画の対象となる事業は主として化学工業薬品製造であるため。

(6) 事業適応の具体的内容

ガスエンジンコージェネレーション設備、ボイラ設備の導入

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：2024年1月

終了時期：2024年12月